

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 75 号

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例

新潟市老人憩の家条例（昭和 40 年新潟市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 定期利用券による利用以外の利用の項使用料の額（1 人につき）（円）の欄中「100」を「120」に改め、同表定期利用券の項使用料の額（1 人につき）（円）の欄中「500」を「600」に、「3,000」を「3,600」に、「5,000」を「6,000」に改める。

別表第 3 定期利用券による利用以外の利用の項利用料金の額（1 人につき）（円）の欄中「100」を「120」に改め、同表定期利用券の項利用料金の額（1 人につき）（円）の欄中「500」を「600」に、「3,000」を「3,600」に、「5,000」を「6,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の前日に発行した定期利用券は、当該定期利用券に記載された有効期限内に限り、同日以後においても、使用することができるものとする。